

鹿児島市交通局跡地売却実施要領における「商業施設等」の事例について

今回の鹿児島市交通局跡地売却における「商業施設等」の事例をお示しします。

(1) 商業施設等に該当する施設の事例

【例】

物販店

飲食店

理美容室

クリーニング店

レンタルショップ

保険代理店

モデルルーム

映画館                    など

※ 通路、階段、倉庫、ショールーム、バックヤード等の付随部分を含む

(2) 商業施設等に該当しない施設の事例

【例】

医療施設

福祉施設

教育施設

銀行

事務所等業務施設

スポーツジム

カルチャースクール

ホテル

公衆浴場

ホール

コミュニティスペース

学習塾

倉庫業

テレビスタジオ

駐車場                    など

※ 上記に記載のない施設については、「質疑書」での質問を受け付け、回答書を交通局ホームページで公表する。